

彦根市ネーミングライツ導入ガイドライン

令和 2 年(2020 年) 7 月 策定

令和 5 年(2023 年) 5 月 改定

令和 8 年(2026 年) 9 月 改定

彦根市ネーミングライツ導入ガイドライン

1 趣旨

本市では、人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政状況など、行政課題が多様化・複雑化する中であっても、持続可能な行財政運営の基盤を確立し、市民サービスの向上と活力あるまちづくりを実現するため、ネーミングライツやふるさと納税などの取組を通じて、歳入の確保に積極的に取り組むこととしています。

本ガイドラインは、本市におけるネーミングライツの適正かつ円滑な導入を図るため、基本的な考え方、対象施設等、愛称の条件、募集・選定の方法その他の基本的事項を定めるものです。

2 ネーミングライツ制度の概要

(1) ネーミングライツの定義

「ネーミングライツ」（命名権）とは、一般に、企業名、商品名、ブランド名などを用いた愛称を施設などに付与する権利をいいます。本ガイドラインでは、市が所有する施設および市が実施するイベント・事業（以下「施設等」という。）に愛称を付与する権利を、対価を得て特定の者に付与することを「ネーミングライツ」といいます。

ネーミングライツは、施設等に愛称を付与するものであり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。

また、ネーミングライツの権利を取得した者を本市では「ネーミングライツパートナー」といいます。

(2) ネーミングライツ導入の効果

ネーミングライツの導入により、次の効果が期待されます。

① ネーミングライツパートナー

- ・ 企業名・商品名の認知度の向上
- ・ 地域貢献企業としての評価の向上
- ・ 企業イメージおよび信頼性の向上

② 市・市民

- ・ 新たな財源の確保
- ・ 施設等の安定的かつ持続的な運営
- ・ ネーミングライツパートナーの提案による施設等の魅力や利便性の向上
- ・ 市民サービスの向上

3 ネーミングライツの付与対象

ネーミングライツの付与対象は、施設等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- (1) 公共施設・公共事業としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれがなく、企業名や商品名などを冠した愛称を付すことに支障がないこと。
- (2) 利用者数やメディアへの露出などから、ネーミングライツの導入による広告効果が見込めること。

なお、次のいずれかに該当する施設等は、対象外とします。

①市庁舎および小中学校

②公募等により愛称が決定し、その愛称が市民に定着している施設等

4 愛称の条件および取扱い

ネーミングライツによる愛称は、次の条件を満たすものとします。

- (1) 対象施設等との親和性、地域への定着度、呼びやすさ等に配慮され、市民の理解が得られるものであること。
- (2) 彦根市広告掲載要綱第3条のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 特定の地名を含めるなど、施設の特性に応じた条件を施設ごとの募集要項で定める場合があります。
- (4) 商標権のある名称を用いる場合は、権利者の許諾を得ていることを条件とします。
- (5) 愛称が定着するまでの間、正式名称を併記することがあります。
- (6) イベントや事業等については、実施の目的や意図が不明確となり、参加者等が困惑するような愛称を付与することはできません。
- (7) 利用者の混乱を避けるため、契約期間中は愛称を変更しないものとします。ただし、やむを得ない理由により変更する必要が生じたときは、本市とネーミングライツパートナーが協議の上、変更の可否を決定するものとします。
- (8) 屋外に設置する看板等の広告物は、彦根市屋外広告物条例の規制の対象となるため、計画段階であらかじめ担当課と協議するものとします。

【参考】彦根市広告掲載要綱 第3条

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治的目的が含まれているもの
- (5) 宗教的目的が含まれているもの
- (6) 社会問題についての主義主張が含まれているもの
- (7) 個人広告または個人宣伝となるもの
- (8) 美観風致を害するもの
- (9) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

5 ネーミングライツパートナーの選定の流れ

ネーミングライツパートナーは、次の流れにより選定します。

- (1) 募集は、原則として公募とし、プロポーザル方式により実施します。
- (2) 本ガイドラインに基づき、対象施設等ごとに必要な事項を定めた募集要項を作成し、市ホームページ等により広く周知して募集します。
- (3) ネーミングライツ導入の妥当性を判断するに当たっては、必要に応じて市民の意見を聴取します。

【選定の流れ】

- ① 対象施設等の選定
- ② 募集条件の設定
- ③ ネーミングライツパートナーの募集
- ④ 審査
- ⑤ 市民意見の聴取（必要に応じて実施）
- ⑥ 契約の相手方の決定および契約の締結
- ⑦ 公表
- ⑧ 愛称の使用開始

6 契約期間

契約期間は、原則として次のとおりとします。

- ① 施設・・・3年以上
- ② イベントおよび事業・・・契約締結日から一連の事業が終了する日まで

契約期間満了後も引き続きネーミングライツの設定を行う場合は、施設においては、契約期間満了の1年前から6か月前までの間、現在のネーミングライツパートナーが優先的に契約交渉を行うことができるものとします。

この期間内に合意に至った場合は、公募によらず、次期の契約手続を行います。

7 ネーミングライツ料

(1) 希望額

施設等のネーミングライツ料の希望額は、他の自治体等における類似の事例、利用者数、イベントの開催数、メディアへの露出度などを勘案して算定します。

希望額は目安であり、希望額を下回る額での応募も可能とします。ネーミングライツ料の額は、審査の過程で、他の審査項目と併せて総合的に判断します。

(2) ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツ料は、原則として当該施設等の特定財源とし、その維持管理および運営に要する経費に充てます。

(3) ネーミングライツ料の支払

施設においては、毎年度当初に市が発行する納付書により、4月末日までに一括して支払っていただくことを基本とします。

イベント等においては、契約締結後、市が指定する日までに支払っていただきます。

8 応募資格

応募できる者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい信用および資力を有する法人その他の団体とします。

ただし、次のいずれかに該当する者および彦根市広告掲載基準第5条に規定する業種に該当する者は、応募できません。

なお、応募資格には施設等の性質に応じて、応募できない者を募集要項で追加することがあります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者、または同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されている者
- (2) 役員等（役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (4) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められる者
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員である者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者、または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中の者
- (9) 法令等に違反している者
- (10) 法令等により許認可等が必要な事業について、その許認可等を受けていない者
- (11) 社会的信用を損なう行為をしている者、またはそのおそれがあると認められる者
- (12) 行政機関から行政指導を受け、その改善がなされていない者
- (13) 市から入札参加停止等の措置を受けている者

- (14) 国税または地方税を滞納している者
- (15) 政党その他の政治団体
- (16) 宗教団体
- (17) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

【参考】彦根市広告掲載基準 第5条

次の各号のいずれかに該当する業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業ならびにこれらに類似する業種
- (2) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル(当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)に基づき発売される宝くじを除く。)に関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う業種
- (6) 占い、運勢判断等に関する業種
- (7) 興信所、探偵事務所等に関する業種
- (8) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (9) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める業種

9 選定手続

公募により募集期間内に応募があった場合は、選定委員会を設置し、選定基準に沿って総合的に審査した上で、選定候補者および契約交渉の順位を決定します。

ただし、著しく評価の低い審査項目がある場合その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められる場合は、選定候補者を選定しないことがあります。

10 審査項目

選定委員会では、次の視点から審査項目を定め、審査を行います。

- (1) 愛称
 - ・ 施設等にふさわしいか
 - ・ 市民に親しまれやすいか
 - ・ 呼びやすく、分かりやすいか など
- (2) 提案額

- ・希望額との比較 など

(3)契約期間

- ・期間の長さ など

(4)提案

- ・施設等の魅力や利便性の向上に資するか
- ・市民サービスの向上に資するか
- ・提案の具体性、実現可能性 など

※提案は必須ではありませんが、積極的な提案を期待します。

(5)信頼性

- ・経営状況の健全性 など

(6)地域社会への貢献度

- ・地域社会への貢献実績 など

1 1 ネーミングライツパートナーの決定および公表

市は、第1順位の選定候補者と契約内容について協議し、合意に至った場合は、当該候補者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。

契約を締結したときは、速やかに、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間その他合意した契約内容について、市ホームページや報道機関への情報提供等により公表します。

なお、第1順位の選定候補者との協議が整わない場合は、次順位の選定候補者と契約の締結に向けて協議を行います。

1 2 愛称の設定に伴う費用負担

愛称の設定に伴う市とネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内の看板等の表示変更		○
敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○

市が発行するパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更	○	
-----------------------------------	---	--

敷地外の表示および新規の看板設置は、市および関係機関と協議の上、可能な範囲で行っていただきます。

屋外における看板等の表示変更および新規設置に当たっては、彦根市屋外広告物条例その他の関係法令を遵守し、原則としてネーミングライツパートナーが必要な手続を行うものとします。

印刷物の表示変更の時期は、在庫の残部数や改訂の時期を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、決定するものとします。

1 3 契約の解除

市は、ネーミングライツパートナーの決定後、次のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、または契約期間の満了を待たずに契約を解除することができます。

- (1) 申込内容や提案内容に虚偽または事実と異なる内容があることが判明したとき。
- (2) 応募資格を欠くこととなったとき、または応募資格を欠いていたことが明らかになったとき。
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、市または当該施設等のイメージが損なわれるとき。
- (4) 指定された納期までにネーミングライツ料が支払われないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるとき。

この場合、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとします。

1 4 契約の更新

市は、施設においては、契約期間満了までに、当該ネーミングライツの継続実施について判断します。

継続する場合は、市民の混乱を避けるため愛称を継続することが望ましいことから、当該施設のネーミングライツパートナーは、次期の契約について優先的に交渉できるものとします。

継続を希望するネーミングライツパートナーは、「6 契約期間」に定める優先交渉期間内に、文書により市に申し出るものとします。

1 5 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置または変更した看板等により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーがその賠償の責任を負うものとします。

このほか、ネーミングライツの実施に伴い生じたりスクの負担については、あらかじめ定めがある場合を除き、本市とネーミングライツパートナーが協議して決定するものとします。

1 6 適用時期

このガイドラインは、令和 2 年(2020 年)7 月 14 日から施行します。(最終改定：令和 8 年(2026 年)9 月 25 日)